

## 社会福祉法人飯田市社会福祉協議会役員等報酬規程

(趣 旨)

**第1条** この規程は、社会福祉法人飯田市社会福祉協議会定款第9条及び第23条の規定に基づき、社会福祉法人飯田市社会福祉協議会の役員等の報酬に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長の報酬)

**第2条** 会長に支給する報酬は、別表1のとおりとする。

(副会長の報酬)

**第3条** 副会長に支給する報酬は、別表2のとおりとする。

(常務理事の報酬)

**第4条** 常務理事に支給する報酬は、別表3のとおりとする。

2 常務理事に支給する通勤手当、賞与等については、社会福祉法人飯田市社会福祉協議会一般職員給与規程を準用する。

(非常勤の理事、監事、評議員の報酬)

**第5条** 非常勤の理事、監事、評議員の報酬は、別表4のとおりとする。

(補 則)

**第6条** この規程に基づく報酬等の支給に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程の制定に伴い、「社会福祉法人飯田市社会福祉協議会役員報酬規程」を廃止する。

この規程は、平成30年6月27日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(別表4の変更)

この規程(会長の報酬別表1の変更)は、令和3年4月1日から施行する。

この規定(会長の報酬別表1の変更)は、令和6年6月13日から施行し令和6年7月1日から適用する。ただし、当分の間会長の報酬額は150,000円とする。

#### 別表1 (会長の報酬)

|       |     |           |
|-------|-----|-----------|
| 会長報酬額 | 月 額 | 220,000 円 |
|-------|-----|-----------|

#### 別表2 (副会長の報酬)

|        |     |             |
|--------|-----|-------------|
| 副会長報酬額 | 年 額 | 180,000 円以内 |
|--------|-----|-------------|

#### 別表3 (常務理事の報酬)

|                                  |     |           |
|----------------------------------|-----|-----------|
| 常務理事報酬額                          | 月 額 | 209,100 円 |
| 賞与・通勤手当・健康保険・厚生年金保険・労働保険・健康診断料あり |     |           |

#### 別表4 (非常勤の理事、監事、評議員の報酬額)

|           |     |             |
|-----------|-----|-------------|
| 非常勤の理事報酬額 | 年 額 | 120,000 円以内 |
| 監事①報酬額    | 年 額 | 100,000 円以内 |
| 監事②報酬額    | 年 額 | 200,000 円以内 |

注：監事②は、税理士等、計算書類を専門的見地から監査できる者

|        |     |            |
|--------|-----|------------|
| 評議員報酬額 | 年 額 | 30,000 円以内 |
|--------|-----|------------|

注：評議員会出席回数により算定